

古文書解読自習プログラム 初級レベル2

借用証文

借用証文は人から金銭などを借り入れる際に借用者から貸主に宛てて借りたことを認めた証文のこと。借用の金額、利息、返済条件、返済期限などが記載され、借用者、請人（身元保証、連帯責任者）が署名、捺印し、年月日を記載して貸主に差し出すもの。

金子元右衛門文書は福山（松前）で漁業も営む商家、金子家の文書。通行関係、借用証書などが多く含まれる。

解読文

借用証文之事

一 金三拾兩也 但し通用金

右之金子、此度不叶要用ニ付、慥ニ
請取借用仕候処、実正ニ御座候。然者
御返済之義者、来丑七月中元利
相揃、無相違御返済可仕候。若、本人
相滞候節者、請人以弁金
聊御迷惑筋相掛申間敷候。後日
為念、借用証文依而如件

元治元甲子 本人福本屋
十二月 五兵衛
受人峯村屋
久兵衛

金子元右衛門様

参考文献

日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』 吉川弘文館 平成元年

樋口政則著『実例 古文書判読入門』 名著出版 昭和57年

大友一雄ほか著『文化財探訪クラブ11 古文書に親しむ』 山川出版社 2002年